

令和3年度北九州市中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業 及び令和3年度北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業の申請について

北九州市環境局環境国際戦略課

1 概要

(1) 中小企業アジア環境ビジネス展開支援事業

アジア地域等に脱炭素化技術の輸出を目指す市内中小企業を対象に、自社が所有する既存の技術・製品について、海外でのニーズに合わせた現地での実証試験、または事業可能性調査（F S）に要する費用の一部を助成するもの。

(2) サステナブル環境ビジネス展開事業

(1) の対象案件のうち、特に「SDGsの推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資する事業について、助成対象者の範囲を拡大し、またF Sの助成限度額を300万円に引き上げて助成するもの。

2 助成内容

		中小企業アジア環境ビジネス展開 支援事業	サステナブル環境ビジネス展開事業 (新設)
対象事業	実証	既に国内で販売しており、それを海外展開しようと現地で準備を進めている案件で、本事業の補助により、現地ニーズに合わせた仕様に変更して実証試験をすることで、売り先の理解が深まり、確実な販路促進につながるもの。	
	F S	既に国内で販売しており、それを海外展開するための想定国・地域におけるビジネスモデルを構築するもの。	
対象案件		脱炭素に資する環境関連技術・製品 ※水ビジネス、廃棄物・リサイクル、 省エネルギー・新エネルギー等	左記に該当するもののうち、特に「SDGsの推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資すると認められるもの
助成対象		海外で実証試験、F Sを実施する市内中小企業	海外で実証試験、F Sを実施する「市内中小企業」または「市内中小企業と連携する市外中小企業」
(中小企業の定義)		中小企業基本法で定める中小企業 (注1)	会社法第二条第6項に規定する大会社に該当しない企業(注2)
助成期間		1年以内(令和4年3月中旬まで)	
助成金額 ※助成対象経 費の1/2以内	実証	助成限度額500万円	
	F S	助成限度額200万円	助成限度額300万円
助成対象経費		土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、保守・改造修理費、人件費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費	

- (注1) ・製造業その他の業種 資本金3億円以下、又は従業員300人以下
 ・卸売業 資本金1億円以下、又は従業員100人以下
 ・サービス業 資本金5千万円以下、又は従業員100人以下
 ・小売業 資本金5千万円以下、又は従業員50人以下

(注2) 資本金として計上した額が5億円未満、かつ負債総額が200億円未満であること。

3 審査基準

	中小企業アジア環境ビジネス展開 支援事業	サステナブル環境ビジネス展開事業 (新設)
実施体制	事業実施体制が妥当か	事業実施体制が妥当か、また市外中小企業にあっては市内中小企業との連携が具体的か
施策の適合性	本市の環境施策に適合しているか	
事業化の可能性	ビジネスモデルが明確で、早期の事業化が見込まれるか	
計画性	【実証】事業の実証場所が確保され、実証内容が具体的か 【FS】事業の想定国・地域や調査内容が具体的か	
事業の優位性	事業展開における競争的優位性が見込まれるか	
環境への負荷低減	温室効果ガス削減など環境への負荷低減貢献度が高いか	
事業趣旨への適合性		「SDGs 推進」または「サーキュラーエコノミー推進」に資するか
地域社会への還元		将来的に市内経済への還元や地域の活性化に結びつくことが見込まれるか

4 申請期間

申請の受付は令和3年4月12日（月）～5月28日（金）17時（時間厳守）です。受付期間内に、申請先まで持参して提出してください。

5 申請先

北九州市環境局環境国際戦略課

住所：北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター3階

電話：093-662-4020

FAX：093-662-4021

担当課長：磯部、担当係長：大谷

申請先は市役所（本庁舎）ではありません。ご注意ください。